

令和7(2025)年 6月 6日

1年生 保護者 様

大阪市立北鶴橋小学校
校長 川崎 菜穂子

就学援助の支給についてのお知らせ(早期2認定)

入梅の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は本校教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、就学援助につきまして、大阪市教育局で審査の結果、認定となりましたので次のとおり支給日程を通知させていただきます。

なお、支給される就学援助費は、この制度の趣旨に添い、お子さんの学校教育のためにお使いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○支給予定日と支給額について

1年生				
費 目 支給 予定日	児童費 (学校教材費)	給食費	入学準備補助金	合計
7/3 (木)	5,600 円 (4・5月分)	—	57,060 円	62,260 円

※支給以降の就学援助費については、毎月の学校徴収金に自動的に充てることになります。したがって、学校に6月分以降の徴収金(児童費)を、お納めいただく必要はありません。詳しくは、裏面、「就学援助の認定を受けた場合の学校徴収金納入について」を参照してください。
※転出に伴い、徴収金の精算をした場合は就学援助費を戻入していただくことがありますのでご了承ください。

※必ずお読みください

●口座振込みでの支給を希望されている場合は、上記の支給日に大阪市会計管理者から直接、登録口座に振り込まれます。しかし、5月分までの学校徴収金(児童費)が未納の場合は、就学援助費を学校徴収金未納分に充てた残りの金額が振り込まれます。

●生活保護を同時に受給されている場合、修学旅行のみが就学援助費からの支給対象となります。

●支給日および支給額に変更があった場合を除いて、今後、就学援助支給についての通知はしませんので、この通知書は1年間大切に保管してください。

QRコードを読み取ることで、
北鶴橋小学校 HP の配布文書でも
ご覧いただけます。



令和 7 (2025) 年 6 月 6 日

2 年生 保 護 者 様

大阪市立北鶴橋小学校
校長 川崎 菜穂子

就学援助の支給についてのお知らせ(早期 2 認定)

入梅の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本校教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、就学援助につきまして、大阪市教育局で審査の結果、認定となりましたので次のとおり支給日程を通知させていただきます。

なお、支給される就学援助費は、この制度の趣旨に添い、お子さんの学校教育のためにお使いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○支給予定日と支給額について

2 年生			
費 目 支給 予定日	児童費 (学校教材費)	給食費	合計
7 / 3 (木)	5,100 円 (4・5 月分)		5,100 円

※支給以降の就学援助費については、毎月の学校徴収金に自動的に充てることになります。したがって、学校に 6 月分以降の徴収金 (児童費) を、お納めいただく必要はありません。詳しくは、裏面、「就学援助の認定を受けた場合の学校徴収金納入について」を参照してください。
※転出に伴い、徴収金の精算をした場合は就学援助費を戻入していただくことがありますのでご了承ください。

※必ずお読みください

●口座振込みでの支給を希望されている場合は、上記の支給日に大阪市会計管理者から直接、登録口座に振り込まれます。しかし、5 月分までの学校徴収金 (児童費) が未納の場合は、就学援助費を学校徴収金未納分に充てた残りの金額が振り込まれます。

●生活保護を同時に受給されている場合、修学旅行のみが就学援助費からの支給対象となります。

●支給日および支給額に変更があった場合を除いて、今後、就学援助支給についての通知はしませんので、この通知書は 1 年間大切に保管してください。

QR コードを読み取ることで、
北鶴橋小学校 HP の配布文書でも
ご覧いただけます。



令和 7 (2025) 年 6 月 6 日

3 年 生 保 護 者 様

大阪市立北鶴橋小学校
校長 川崎 菜穂子

就学援助の支給についてのお知らせ(早期 2 認定)

入梅の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は本校教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、就学援助につきまして、大阪市教育局で審査の結果、認定となりましたので次のとおり支給日程を通知させていただきます。

なお、支給される就学援助費は、この制度の趣旨に添い、お子さんの学校教育のためにお使いいただきますよう、よろしくお願いします。

○支給予定日と支給額について

3 年 生			
費 目 支給 予定日	児童費（学校教材費）	給食費	合計
7 / 3（木）	4,400 円 （4・5 月分）		4,400 円

※支給以降の就学援助費については、毎月の学校徴収金に自動的に充てることになります。したがって、学校に 6 月分以降の徴収金（児童費）を、お納めいただく必要はありません。詳しくは、裏面、「就学援助の認定を受けた場合の学校徴収金納入について」を参照してください。
※転出に伴い、徴収金の精算をした場合は就学援助費を戻入していただくことがありますのでご了承ください。

※必ずお読みください

●口座振込みでの支給を希望されている場合は、上記の支給日に大阪市会計管理者から直接、登録口座に振り込まれます。しかし、5 月分までの学校徴収金（児童費）が未納の場合は、就学援助費を学校徴収金未納分に充てた残りの金額が振り込まれます。

●生活保護を同時に受給されている場合、修学旅行のみが就学援助費からの支給対象となります。

●支給日および支給額に変更があった場合を除いて、今後、就学援助支給についての通知はしませんので、この通知書は 1 年間大切に保管してください。

QR コードを読み取ることで、
北鶴橋小学校 HP の配布文書でも
ご覧いただけます。



令和7(2025)年 6月 6日

4年生 保護者 様

大阪市立北鶴橋小学校
校長 川崎 菜穂子

就学援助の支給についてのお知らせ(早期2認定)

入梅の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本校教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、就学援助につきまして、大阪市教育委員会で審査の結果、認定となりましたので次のとおり支給日程を通知させていただきます。

なお、支給される就学援助費は、この制度の趣旨に添い、お子さんの学校教育のためにお使いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○支給予定日と支給額について

4年生			
費 目 支給 予定日	児童費 (学校教材費)	給食費	合計
7 / 3 (木)	5,000 円 (4・5月分)		5,000 円

※支給以降の就学援助費については、毎月の学校徴収金に自動的に充てることになります。したがって、学校に6月分以降の徴収金(児童費)を、お納めいただく必要はありません。詳しくは、裏面、「就学援助の認定を受けた場合の学校徴収金納入について」を参照してください。
※転出に伴い、徴収金の精算をした場合は就学援助費を戻入していただくことがありますのでご了承ください。

※必ずお読みください

●口座振込みでの支給を希望されている場合は、上記の支給日に大阪市会計管理者から直接、登録口座に振り込まれます。しかし、5月分までの学校徴収金(児童費)が未納の場合は、就学援助費を学校徴収金未納分に充てた残りの金額が振り込まれます。

●生活保護を同時に受給されている場合、修学旅行のみが就学援助費からの支給対象となります。

●支給日および支給額に変更があった場合を除いて、今後、就学援助支給についての通知はしませんので、この通知書は1年間大切に保管してください。

QRコードを読み取ることで、
北鶴橋小学校 HP の配布文書でも
ご覧いただけます。



令和 7 (2025) 年 6 月 6 日

5 年生 保 護 者 様

大阪市立北鶴橋小学校
校長 川崎 菜穂子

就学援助の支給についてのお知らせ(早期 2 認定)

入梅の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本校教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、就学援助につきまして、大阪市教育委員会で審査の結果、認定となりましたので次のとおり支給日程を通知させていただきます。

なお、支給される就学援助費は、この制度の趣旨に添い、お子さんの学校教育のためにお使いいただきますよう、よろしくお願いします。

○支給予定日と支給額について

5 年生				
費 目 支給 予定日	児童費 (学校教材費)	給食費	自然体験学習費 (実費)	合計
7 / 3 (木)	3,800 円 (4・5 月分)			3,800 円
10 / 7 (火)			17,700 円 以内	17,700 円 以内

※支給以降の就学援助費については、毎月の学校徴収金に自動的に充てることになります。したがって、学校に 6 月分以降の徴収金 (児童費) を、お納めいただく必要はありません。詳しくは、裏面、「就学援助の認定を受けた場合の学校徴収金納入について」を参照してください。
※転出に伴い、徴収金の精算をした場合は就学援助費を戻入していただくことがありますのでご了承ください。

※必ずお読みください

●口座振込みでの支給を希望されている場合は、上記の支給日に大阪市会計管理者から直接、登録口座に振り込まれます。しかし、5 月分までの学校徴収金 (児童費等) が未納の場合は、就学援助費を学校徴収金に充てた残りの金額が振り込まれます。

●生活保護を同時に受給されている場合、修学旅行のみが就学援助費からの支給対象となります。

●支給日および支給額に変更があった場合を除いて、今後、就学援助支給についての通知はしませんので、この通知書は 1 年間大切に保管してください。

QR コードを読み取ることで、
北鶴橋小学校 HP の配布文書でも
ご覧いただけます。



令和7(2025)年 6月 6日

6年生 保護者 様

大阪市立北鶴橋小学校
校長 川崎 菜穂子

就学援助の支給についてのお知らせ(早期2認定)

入梅の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は本校教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、就学援助につきまして、大阪市教育委員会で審査の結果、認定となりましたので次のとおり支給日程を通知させていただきます。

なお、支給される就学援助費は、この制度の趣旨に添い、お子さんの学校教育のためにお使いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○支給予定日と支給額について

6年生					
費 目 支給 予定日	児童費(学校教材費)	給食費	自然体験学習費(実費)	修学旅行費(実費)	合計
7/3(木)	16,900円 (4・5月分)				16,900円
12/5(金)				21,000円 以内	21,000円 以内

※支給以降の就学援助費については、毎月の学校徴収金に自動的に充てることになります。したがって、学校に6月分以降の徴収金(児童費)を、お納めいただく必要はありません。詳しくは、裏面、「就学援助の認定を受けた場合の学校徴収金納入について」を参照してください。
※転出に伴い、徴収金の精算をした場合は就学援助費を戻入していただくことがありますのでご了承ください。

※必ずお読みください

●口座振込みでの支給を希望されている場合は、上記の支給日に大阪市会計管理者から直接、登録口座に振り込まれます。しかし、5月分までの学校徴収金(児童費等)が未納の場合は、就学援助費を学校徴収金に充てた残りの金額が振り込まれます。

●生活保護を同時に受給されている場合、修学旅行のみが就学援助費からの支給対象となります。

●支給日および支給額に変更があった場合を除いて、今後、就学援助支給についての通知はしませんので、この通知書は1年間大切に保管してください。

QRコードを読み取ることで、
北鶴橋小学校 HP の配布文書でも
ご覧いただけます。



就学援助の認定を受けた場合の学校徴収金納入について

1 児童費について

○ 4月～5月分

- ・学校徴収金の振替指定口座から振り替え（基本毎月 26 日）、又は、現金徴収（次月第 2 週頃）をさせていただきます。

徴収金に未納が生じている場合は、7/3 支給の就学援助費から、未納金額を充て、その残りの額を保護者の方に支給いたします。

○ 6月分以降

- ・就学援助費から全額充てますので、保護者の方にお納めいただく必要はありません。児童費口座振替も停止いたします。

2 給食費について

給食費決定通知書を配布させていただきますが、今年度は、保護者負担がないため、就学援助費の支給ありません。

3 積立金について（5年生・6年生対象）

行事实施前に資金準備が必要となりますので、これまでどおり、事前に、学校徴収金の振替指定口座から振り替え、又は現金徴収させていただきます。自然体験学習・修学旅行実施後に就学援助費から実費額が保護者の方へ支給されます。

なお、徴収済の積立金の残金は行事終了時に返金します。

4 PTA会費について（就学援助支給対象外）

4・5・6・7月分徴収金として、学校徴収金の振替指定口座から振り替え、又は現金徴収させていただきます。未納が生じていても、就学援助支給額から充てることができませんので、必ず収めていただく事となります。